

投資信託説明書 (交付目論見書)



使用開始日
2026年9月19日



各ファンドは、特化型運用を行います。

通貨選択型リート・ファンド

通貨選択型リート・ファンド(毎月分配型) 円コース

通貨選択型リート・ファンド(毎月分配型) 米ドルコース

通貨選択型リート・ファンド(毎月分配型) 豪ドルコース

通貨選択型リート・ファンド(毎月分配型) ブラジルリアルコース

追加型投信／国内／不動産投信(リート)

この目論見書により行う「通貨選択型リート・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2026年9月18日に関東財務局長に提出しており、2026年9月19日にその効力が生じております。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 約款の内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号
設立年月日:1985年7月1日

資本金:20億円(2026年6月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:25兆732億円
(2026年6月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】

<https://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

<ファンドの名称について>

正式名称	略 称
通貨選択型リート・ファンド(毎月分配型) 円コース	円コース
通貨選択型リート・ファンド(毎月分配型) 米ドルコース	米ドルコース
通貨選択型リート・ファンド(毎月分配型) 豪ドルコース	豪ドルコース
通貨選択型リート・ファンド(毎月分配型) ブラジルリアルコース	ブラジルリアルコース

◆上記の各ファンドの名称について上記の正式名称または略称のいずれかで記載します。
また、上記の各ファンドの総称として「通貨選択型リート・ファンド」、また各々を「ファンド」と称する場合があります。

<商品分類および属性区分>

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国 内	不動産投信	その他資産 (投資信託証券※)	年12回 (毎月)	日 本	ファンド・オブ・ ファンズ

※投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「不動産投信」です。
◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)でご覧いただけます。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

わが国の不動産投資信託証券(Jリート)を実質的な主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドの特色

1 わが国の金融商品取引所に上場している不動産投資信託証券(Jリート)を実質的な主要投資対象とします。

- 各ファンドは、Jリートを主要投資対象とする円建ての外国投資信託「ミズホ・ジャパン・リート・ファンド」各クラス受益証券と、わが国の短期公社債等を主要投資対象とする円建ての国内籍投資信託「MHAM短期金融資産マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、各投資信託を通じて投資する主な投資対象という意味です。

※「ミズホ・ジャパン・リート・ファンド」を以下「外国投資信託」ということがあります。

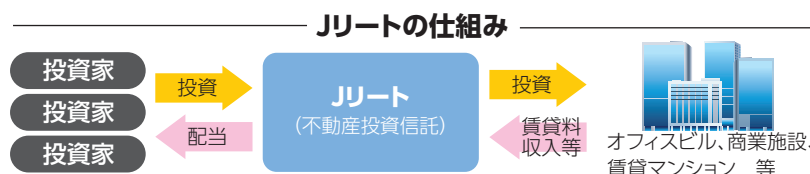
- 各ファンドは、投資対象とする投資信託(投資対象ファンド)への投資にあたり、「ミズホ・ジャパン・リート・ファンド(各クラス)」への投資を中心に行います。

※各投資対象ファンドへの投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに各ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。なお、各ファンドは、それぞれ「ミズホ・ジャパン・リート・ファンド」の通貨別の各クラスに投資します。

※投資対象ファンドの合計組入比率は、高位を維持することを基本とします。

Jリートについて

- Jリート(J-REIT)とは、Japanese Real Estate Investment Trustを略したもので、不動産を中心に運用を行っている日本の不動産投資信託の一般的な総称です。
- リートは、投資家から資金を集め、主に賃貸料収入が得られる不動産(オフィスビル、商業施設、賃貸マンションなど)に投資して、それを維持・管理しながら必要に応じて買い替えなども行い、そこから得られた賃貸料収入や不動産の売却益を投資家に配当する金融商品です。
- リートでは、不動産から得られる賃貸料収入を中心とする収入から、リートの運営に必要な経費などを差し引き、残った利益のほとんどを投資家に配当することにより、法人税が免除されています。
- 本書では、各ファンドが実質的な主要投資対象とする不動産投資信託証券を「Jリート」と称する場合があります。



- 各ファンドは、特化型運用ファンドです。特化型運用ファンドとは、投資対象に一般社団法人資産運用業協会規則に定める寄与度*が10%を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。

- 各ファンドが実質的な主要投資対象とするJリートには、寄与度が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

※寄与度とは、投資対象候補銘柄の時価総額に占める一発行体当たりの時価総額の割合、または運用管理等に用いる指数における一発行体当たりの構成割合をいいます。

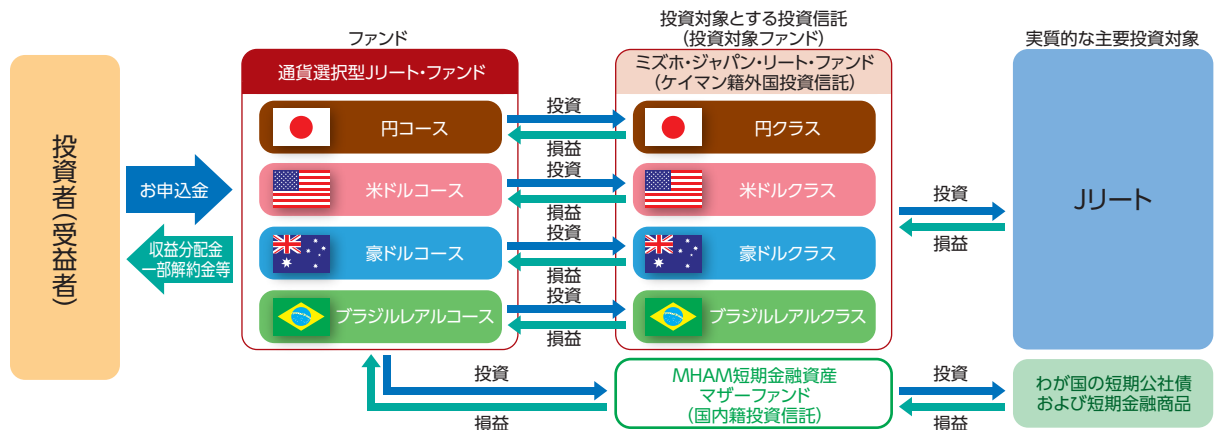


ファンドの目的・特色

運用の仕組み(ファンド・オブ・ファンズ方式)

ファンド・オブ・ファンズとは、各ファンドが直接株式、債券、リートなどの資産に投資するのではなく、株式、債券、リートなどに投資を行っている投資信託(ファンド)に投資することにより運用を行う仕組みです。

各ファンドは、「ミズホ・ジャパン・リート・ファンド(各クラス)」および「MHAM短期金融資産マザーファンド」を通じて主要投資対象となる資産への投資を行います。



2 円コースおよび為替取引を活用する3つの通貨コースの、4本のファンドから構成されています。

- 円コースを除く各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託では、保有する円建て資産に対し、各クラスについてそれぞれ異なった為替取引(原則として円売り、各クラスの取引対象通貨買い)を行います。
- 円コースを除く各ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託において行う為替取引により、それぞれ異なる為替変動の影響および通貨間の短期金利差による影響(為替取引によるプレミアム/コスト)を受けます。
- 各ファンド間のスイッチング(乗換え)が可能です。

※販売会社によっては、一部のファンドを取り扱わない場合、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。

詳しくは、後掲「手続・手数料等 お申込みメモ」をご参照ください。

<各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託の取引対象通貨>

ファンド	外国投資信託の取引対象通貨
円 コ ー ス	(為替取引は行いません。)
米 ド ル コ ー ス	米ドル
豪 ド ル コ ー ス	豪ドル
ブラジルリアルコース	ブラジルリアル

<外国投資信託が行う為替取引のイメージ>



※上記はイメージ図であり、実際の為替取引とは異なる場合があります。



ファンドの目的・特色

▶ 為替取引による各ファンドへの影響 (円コースを除きます。)

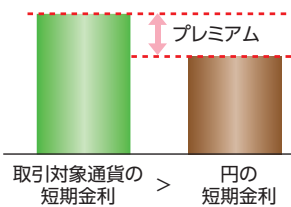
1 為替取引通貨間の短期金利差による影響を受けます。(為替取引によるプレミアム/コストの発生)

■ 外国投資信託が行う為替取引によって、為替取引時の取引対象通貨と円の短期金利差相当分が、プレミアム(収益)/コスト(費用)となり、ファンドに影響をあたえます。

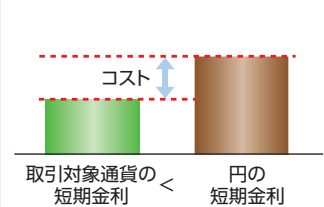
※一部の取引対象通貨では、原則として直物為替先渡取引(NDF)を活用しますが、NDFを用いた場合の為替取引によるプレミアム/コストは、通貨間の短期金利差から想定されるものと大きく異なる場合があります。NDFに関する留意点については、後掲の「投資リスク その他の留意点<為替取引に関する留意点>」をご参照ください。

<プレミアム/コストのイメージ図>

プレミアムが発生する場合 (ファンドにプラスの影響)



コストが発生する場合 (ファンドにマイナスの影響)



2 取引対象通貨の対円での為替変動の影響を受けます。

外国投資信託が行う為替取引によって、取引対象通貨(ブラジルレアルコースの場合はブラジルレアル)の対円での為替変動の影響を受けます。



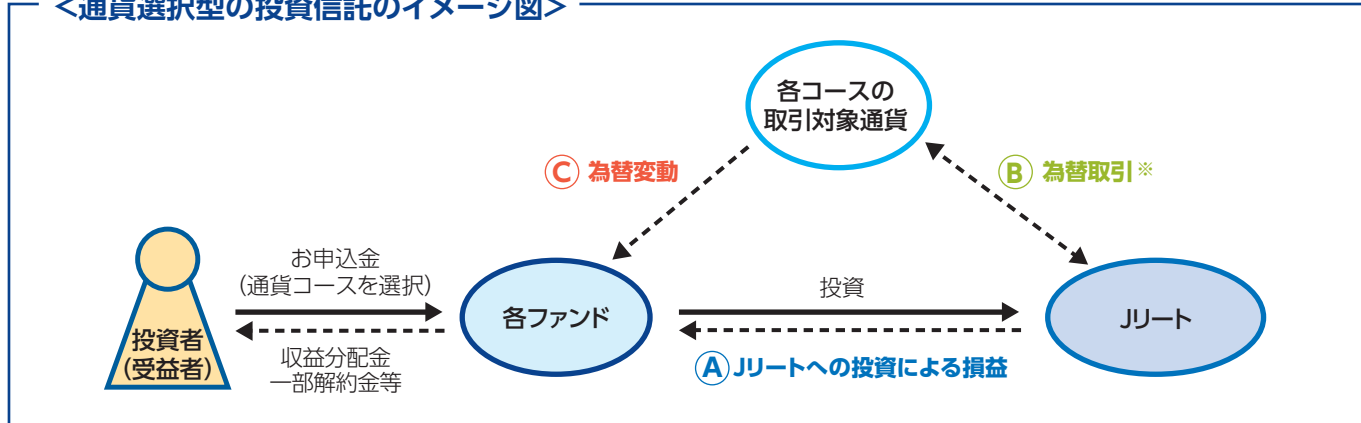
ファンドの目的・特色

[通貨選択型ファンドに関する留意事項]

各ファンドの運用のイメージ

- 各ファンドは、有価証券での運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行うもので、投資者が対象となる通貨について選択することができる投資信託です。なお、各ファンドの主要投資対象は、Jリートです。

<通貨選択型の投資信託のイメージ図>

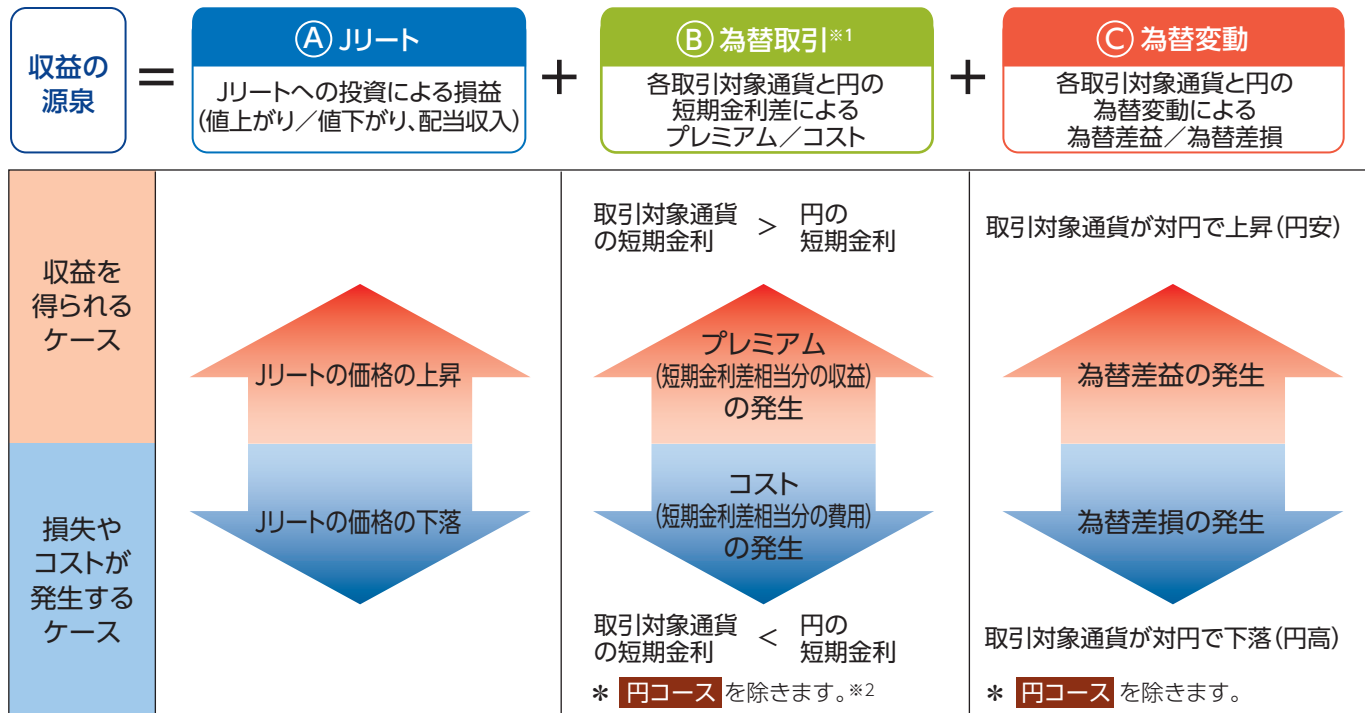


* 上記のイメージ図は、通貨選択型の投資信託の運用の仕組みを分かり易く表したものであり、実際の運用においては、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。ファンド・オブ・ファンズ方式については、前掲の「運用の仕組み(ファンド・オブ・ファンズ方式)」をご参照ください。

※⑥の為替取引により、当該取引対象通貨の対円での為替変動リスクが発生することに留意が必要です(円コースは、為替取引を行わないため、為替変動リスクはありません。)

各ファンドの収益源について

- 各ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。



※1 為替取引の取引時点における短期金利差による影響を示しています。なお、一部の取引対象通貨では、当局の規制などを背景として機動的に外国為替予約取引を行うことができないため、原則として直物為替先渡取引(NDF)を活用しますが、NDFを用いた場合の為替取引によるプレミアム/コストは、通貨間の短期金利差から想定されるものと大きく異なる場合があります。

※2 円コースが主要投資対象とする外国投資信託では、為替取引を行いません。

(注) 市場動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。



ファンドの目的・特色

3 毎月18日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に、安定した収益分配を継続的に行うことを目指します。

分配方針

- ◆分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ◆分配金額は、原則として安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、配当等収益の水準、基準価額の水準および市況動向等を勘案し、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◆収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

「原則として、安定した収益分配を継続的に行うことを目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。



※上記の図は、収益分配のイメージを示したものであり、各ファンドの将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

「収益分配金に関する留意事項」については次頁をご参照ください。

各ファンドの主な投資制限

投資信託証券	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
同一銘柄の投資信託証券	同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。
不動産投資信託証券	不動産投資信託証券への直接投資は行いません。
株式	株式への直接投資は行いません。
一発行体等	一発行体等当たりの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則として、35%以内とします。

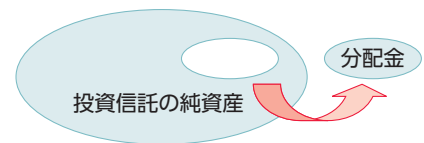


ファンドの目的・特色

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



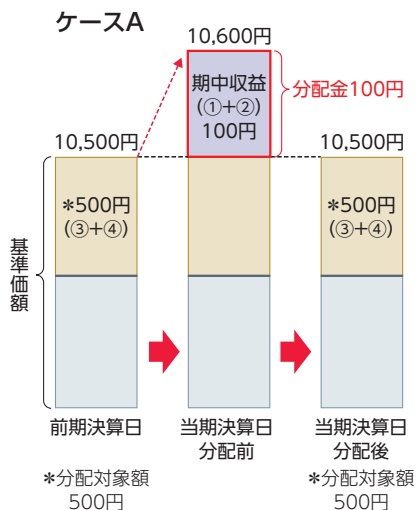
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

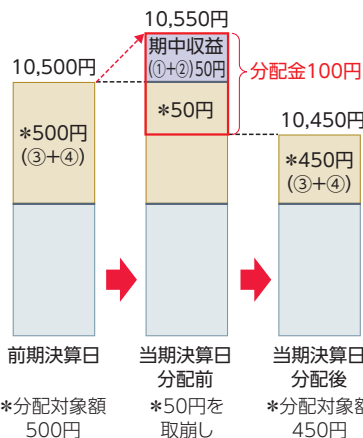
①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

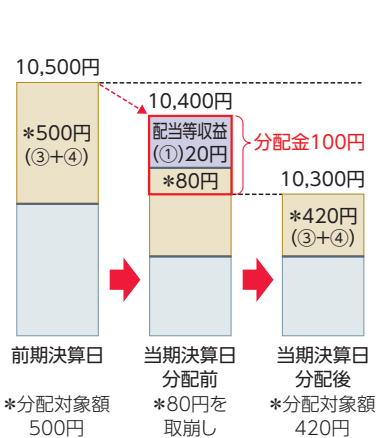


計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースB <前期決算日から基準価額が上昇した場合>



ケースC <前期決算日から基準価額が下落した場合>



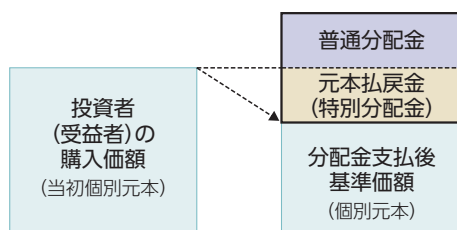
上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
 ケースB : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
 ケースC : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。
 ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

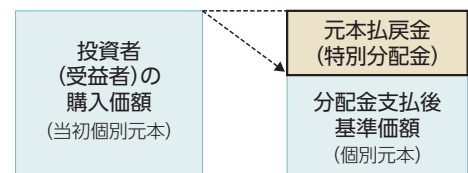
◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 : 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
 元本払戻金(特別分配金) : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。
 (注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。



投資リスク

基準価額の変動要因

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。また、円コースを除く各ファンドは為替取引を行うことにより、実質的に取引対象通貨に投資した際に得られる投資成果を享受することを目指しているため、為替変動の影響を受けます。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

不動産投資 信託証券の 価格変動 リスク

Jリートの価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

各ファンドが実質的な主要投資対象とするJリートの市場価格は、市場における需給関係(売り注文と買い注文のバランス)により変動します。Jリートの市場価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、Jリートの需給関係は、経済、不動産市況、金利、Jリートの発行体の財務状況や収益状況、Jリートの保有不動産とその状況など様々な要因により変化します。

為替変動 リスク

米ドルコース/豪ドルコース/ブラジルリアルコース

為替相場の円高等は、基準価額の下落要因となります。

各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託は、原則として保有する円建て資産に対し、各ファンドが投資対象とする外国投資信託各クラスにおける取引対象通貨(米ドルコースの場合は米ドル)での為替取引(円売り、取引対象通貨買い)を行いますので、取引対象通貨の対円での為替変動の影響を受けます。そのため、為替相場が取引対象通貨に対して円高となった場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、取引対象通貨の短期金利が円の短期金利より低い場合、取引対象通貨の短期金利と円の短期金利の金利差相当分の為替取引のコストがかかることにご留意ください。

円コース

為替取引を行わないため、為替変動リスクはありません。

円コースが主要投資対象とする外国投資信託は、保有する円建て資産に対し、為替取引を行わないため、為替変動リスクはありません。

流動性 リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができない可能性があります。各ファンドが実質的に投資するJリート等において流動性が損なわれた場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。



投資リスク

カントリー リスク

為替取引の対象国の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

為替取引の対象国において、政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合(外国為替取引規制等が実施された場合を含みます。)には、各ファンド(円コースを除きます。)の基準価額が下落する要因となる可能性があります。

リートにより 支払われる 配当金の変動 リスク

リーートの配当金は変動します。

リートから支払われるリーートの投資口1口当たりの配当金は、リーートの利益の増減などに伴ない変動します。

金利変動 リスク

金利の上昇は、基準価額の下落要因等となります。

各ファンドが実質的に投資するリートが資金の借入れを行っている場合、金利上昇は、支払利息の増加を通じて当該リーートの利益を減少させることがあり、各ファンドの基準価額を下落させる要因、あるいは各ファンドの分配金の水準を低下させる要因となる可能性があります。

信用 リスク

投資するリート等の発行者の経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

各ファンドが実質的に投資するリート等の発行体が、借入金(債券の発行によるものを含みます。)の利息の支払いや元金の返済をあらかじめ決められた条件で行うことができなくなった場合、またはその可能性が高まった場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

<クーリング・オフについて>

各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

<流動性リスクに関する留意点>

各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

<公社債の貸付について>

公社債の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。



投資リスク

<為替取引に関する留意点>

各ファンド(円コースを除きます。)が主要投資対象とする外国投資信託は、為替取引を行うにあたり一部の取引対象通貨について、当局の規制などを背景として機動的に外国為替予約取引を行うことができないため、当該通貨については、原則として外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引(NDF)*を活用しますが、NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等により、短期金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、為替取引によるプレミアム／コストが通貨間の短期金利差から想定されるものと大きく異なる場合や、基準価額の値動きが実際の当該対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

※直物為替先渡取引(NDF)とは、ある通貨との間で、当該通貨の受渡しを行わず、先物レートと期日が到来したときの直物レートの差を、元本に乘じた金額で差金決済するもので、米ドルまたはその他の主要な通貨によって決済する取引のことをいいます。

<外国投資信託における合同運用について>

外国投資信託は合同運用を行うため、それに伴う影響を受ける場合があります。また、外国投資信託を通じて有価証券等に投資を行う場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、源泉税率が高くなるなど税制が相対的に不利になることがあります。

<リートに関する法制度の変更について>

リートに関する法律(税制、会計基準等)および不動産を取り巻く規制(建築規制、環境規制等)が変更になった場合等には、リートの価格や配当に影響を与える可能性があります。

<換金請求の受付けの中止・取消しについて>

各ファンドは、**換金の請求金額が多額な場合や取引所等における取引の停止等があるときには、換金請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金請求の受付けを取り消すことがあります。**

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、同部署がファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

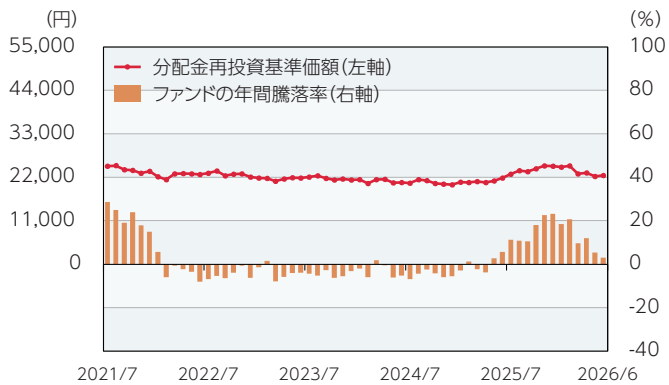


投資リスク

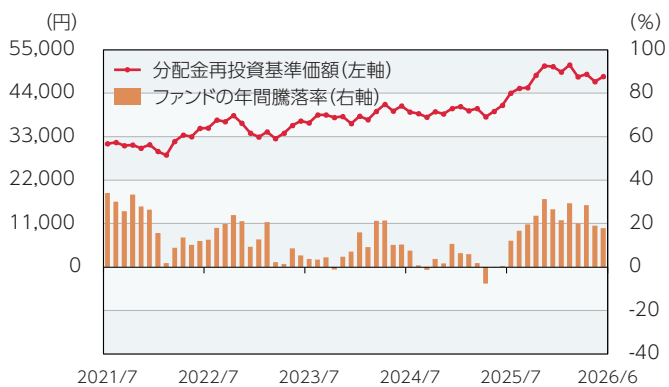
<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

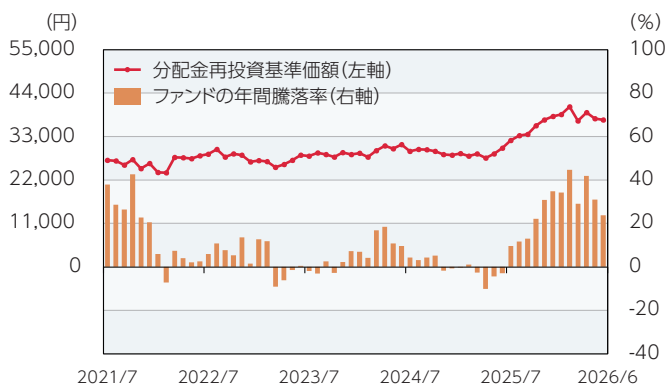
円 コース



米ドルコース



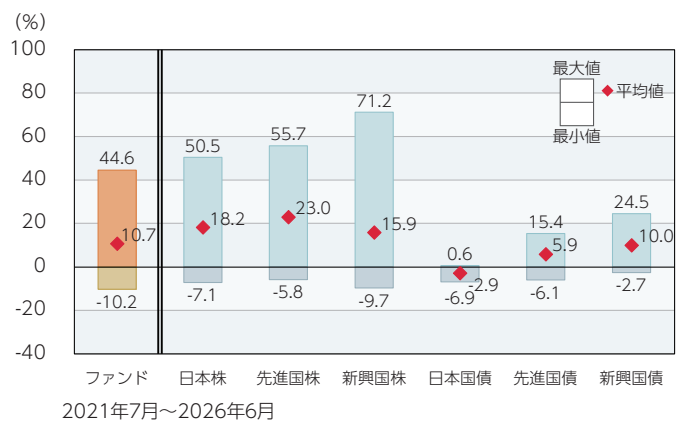
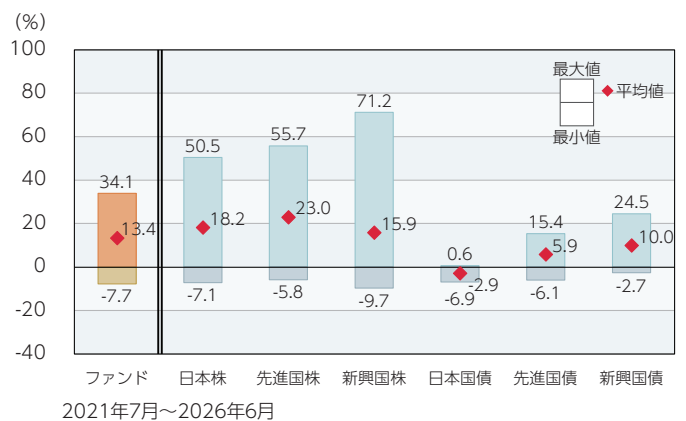
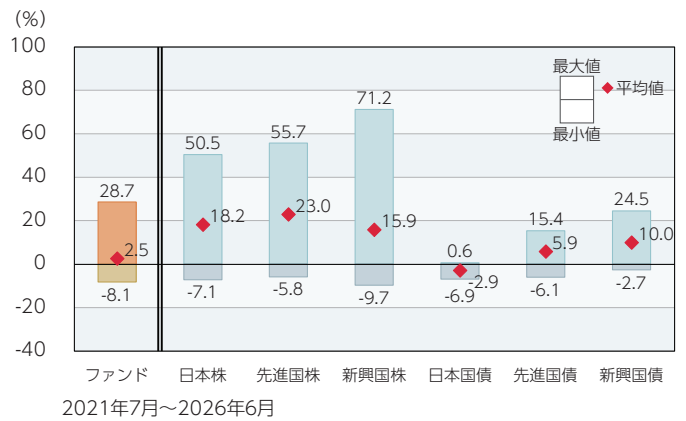
豪ドルコース



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

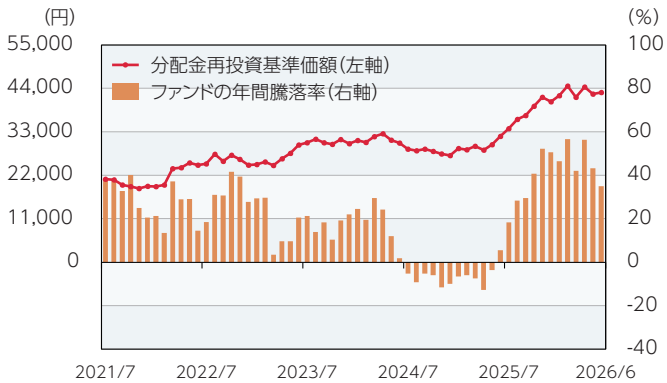


投資リスク

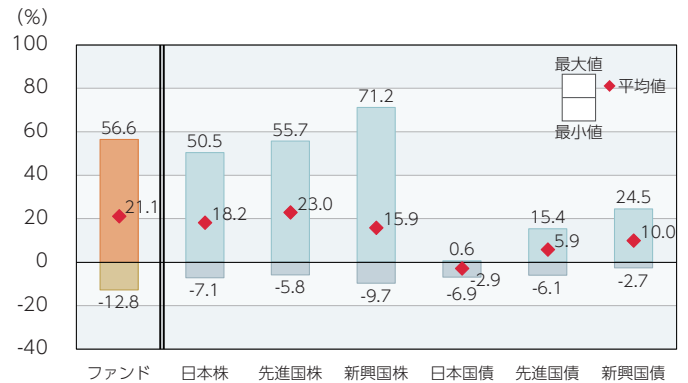
<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

ブラジルリアルコース



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



2021年7月～2026年6月

*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広く網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



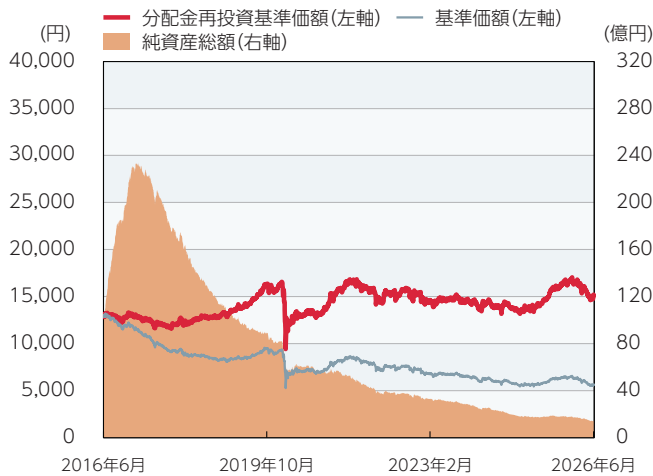
運用実績

データの基準日:2026年6月30日

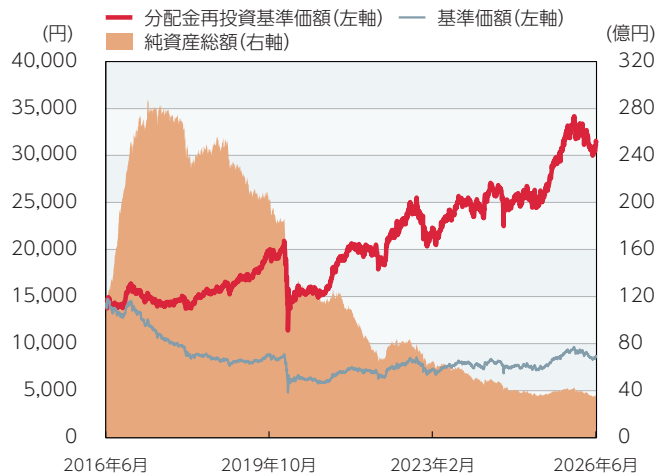
基準価額・純資産の推移

《2016年6月30日～2026年6月30日》

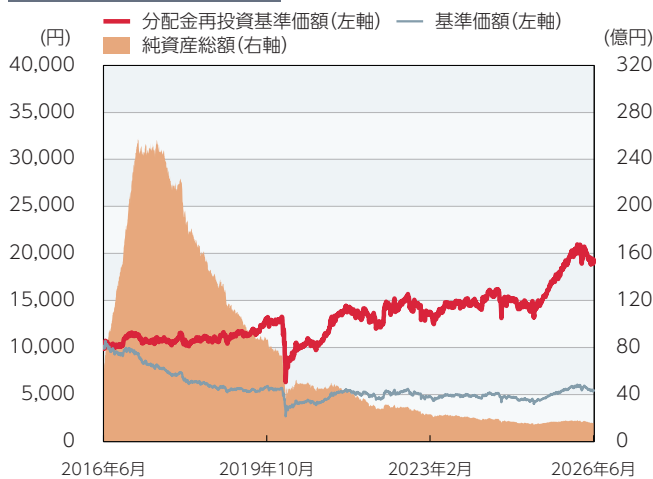
円 コ ー ス



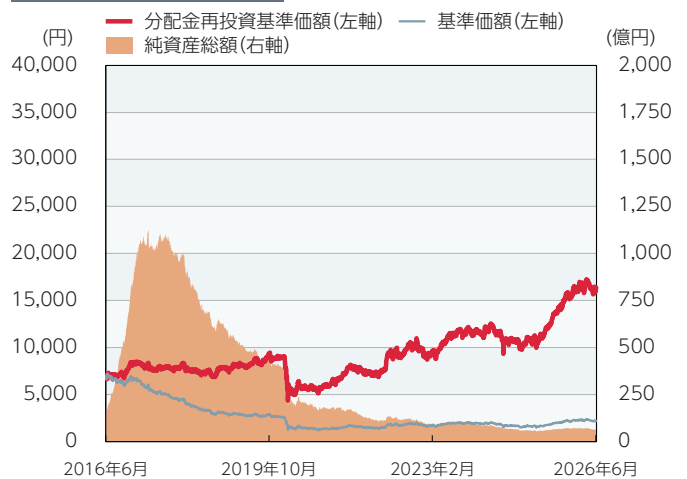
米 ド ル コ ー ス



豪 ド ル コ ー ス



ブラジルリアルコース



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。（設定日:2011年1月6日）

分配の推移(税引前)

※分配金は1万口当たりです。

	円 コ ー ス	米 ド ル コ ー ス	豪 ド ル コ ー ス	ブラジルリアルコース
2026年 2月	35円	35円	25円	13円
2026年 3月	35円	35円	25円	13円
2026年 4月	35円	35円	25円	13円
2026年 5月	35円	35円	25円	13円
2026年 6月	35円	35円	25円	13円
直近1年間累計	420円	420円	300円	156円
設定来累計	13,355円	18,245円	16,085円	14,879円

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



運用実績

データの基準日:2026年6月30日

主要な資産の状況

■通貨選択型リート・ファンド

※比率(%)は、各ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

円 コ ー ス

組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	ミズホ・ジャパン・リート・ファンド(円クラス)	98.06
2	MHAM短期金融資産マザーファンド	0.11

米 ド ル コ ー ス

組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	ミズホ・ジャパン・リート・ファンド(米ドルクラス)	98.55
2	MHAM短期金融資産マザーファンド	0.12

豪 ド ル コ ー ス

組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	ミズホ・ジャパン・リート・ファンド(豪ドルクラス)	98.16
2	MHAM短期金融資産マザーファンド	0.12

ブラジルリアルコース

組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	ミズホ・ジャパン・リート・ファンド(ブラジルリアルクラス)	97.83
2	MHAM短期金融資産マザーファンド	0.08

■ミズホ・ジャパン・リート・ファンド

※比率(%)は、当該外国投資信託の組入有価証券評価額に対する割合です。

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	オリックス不動産投資法人	7.9
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	7.0
3	GLP投資法人	6.9
4	日本ビルファンド投資法人	6.6
5	日本都市ファンド投資法人	6.1
6	ヒューリックリート投資法人	5.3
7	日本プライムリアルティ投資法人	5.2
8	三井不動産アコモデーションファンド投資法人	4.5
9	KDX不動産投資法人	4.2
10	インヴィンシブル投資法人	3.8

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



運用実績

データの基準日:2026年6月30日

■MHAM短期金融資産マザーファンド

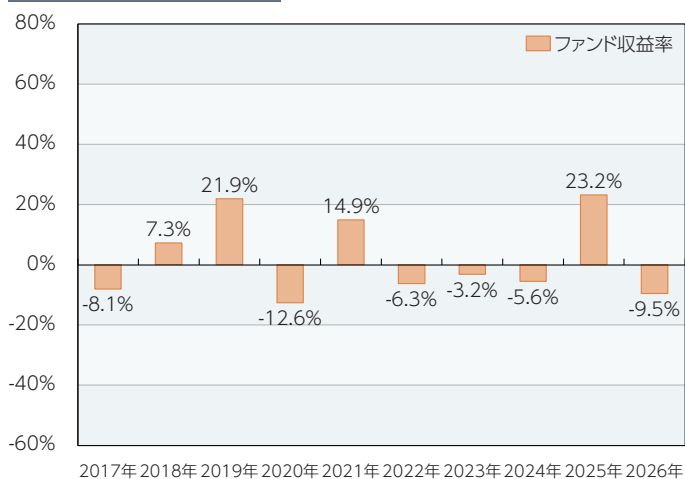
※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位10銘柄

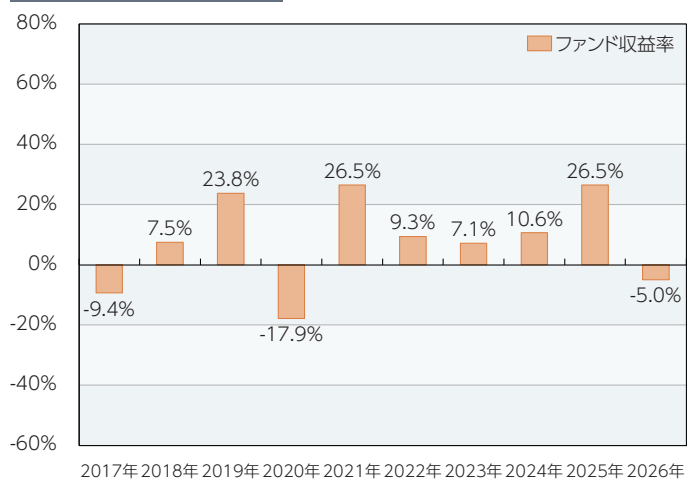
順位	銘柄名	種類	比率(%)
1	160回 共同発行市場公募地方債	地方債証券	12.74
2	32回2号 宮城県公募公債 10年	地方債証券	12.72
3	28年度6回 埼玉県公募公債	地方債証券	12.72
4	393回 中国電力社債	社債券	5.08
5	485回 東北電力社債	社債券	3.82
6	329回 四国電力社債	社債券	3.81
7	445回 九州電力社債	社債券	3.81
8	546回 関西電力社債	社債券	3.81
9	73回 三菱UFJリース社債	社債券	3.80
10	340回 北海道電力社債	社債券	3.80

年間収益率の推移(暦年ベース)

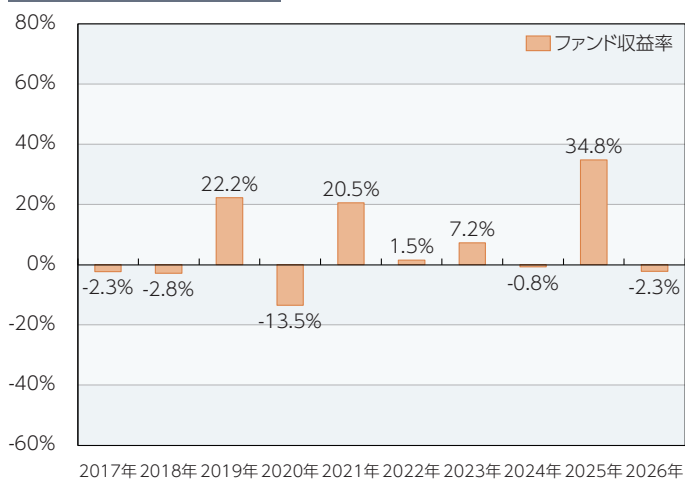
円 コ ー ス



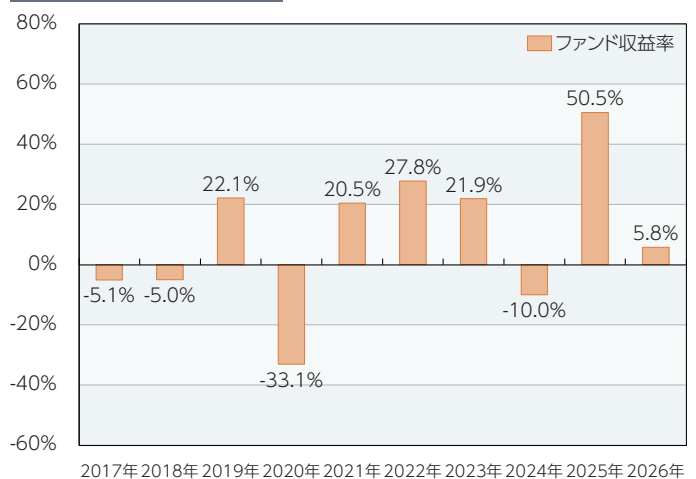
米 ド ル コ ー ス



豪 ド ル コ ー ス



ブラジルリアルコース



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2026年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※各ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2026年9月19日から2027年3月18日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	ニューヨークの銀行の休業日に該当する場合には、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を行いません。
購 入 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の購入申込みに制限を設ける場合があります。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	換金の請求金額が多額な場合および外国投資信託の換金請求の受付の停止・取消しまたは延期の場合の換金のお申込み、信託財産の効率的な運用または受益者に対する公平性を期する運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、非常事態(金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制導入、クーデター等)による市場の閉鎖等、その他やむを得ない事情がある場合の購入・換金・スイッチングのお申込みについては、お申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことがあります。
信 託 期 間	2028年12月18日まで(2011年1月6日設定)
繰 上 償 還	各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。 ・信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき、または各ファンドの受益権の口数を合計した口数が40億口を下回ることとなるとき。



手続・手数料等

決 算 日	毎月18日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金支払いコース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	各ファンドにおいて3,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運 用 報 告 書	6月、12月のファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 各ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
ス イ ッ チ ン グ	通貨選択型リート・ファンドを構成する各ファンド間で、スイッチング(乗換え)を行うことができます。 ※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、スイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合、スイッチングの購入単位等を別に定める場合等があります。 ※スイッチングの際には、換金時と同様に税金(課税対象者の場合)がかかりますのでご注意ください。また、購入時手数料は販売会社が別に定めます。
そ の 他	販売会社によっては、通貨選択型リート・ファンドを構成する一部のファンドを取り扱わない場合があります。詳細は委託会社または販売会社までお問い合わせください。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料	販売会社が別に定めるものとします。 ※購入時の申込手数料の料率の 上限は3.3%(税抜3.0%) です。 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価			
信託財産留保額	ありません。			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用 (信託報酬)	各ファンド	ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.858%(税抜0.78%) 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。		
		支払先	内訳(税抜)	主な役務
		委託会社	年率0.15%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
		販売会社	年率0.60%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価	
	投資対象とする 外国投資信託	円コース		外国投資信託の純資産総額に対して 年率0.54%程度
		米ドルコース 豪ドルコース ブラジルリアルコース		外国投資信託の純資産総額に対して 年率0.62%程度
		※各ファンドが投資対象とする外国投資信託の運用管理費用等には、 年次による最低費用等が設定されているものがあり、外国投資信託の純資産総額によっては、上記の率を実質的に超える場合があります。また、外国投資信託のクラス毎に費用(四半期毎に最大6,000ドル)が別途かかります。		
	実質的な負担	円コース		当ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.398%程度(税込)
		米ドルコース 豪ドルコース ブラジルリアルコース		各ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.478%程度(税込)
※上記は各ファンドが純資産総額相当額の外国投資信託を組み入れた場合について算出したもので、実際の組入比率により異なります。また、この他に定率により計算されない「その他費用等」があります。				



手続・手数料等

その他の費用・手数料

その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

- 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- 信託事務の処理に要する諸費用
- 外国での資産の保管等に要する費用
- 監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等

監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等は都度ファンドから支払われます。

※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

※各ファンドが実質的に投資する上場投資信託(不動産投資信託証券)は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託(不動産投資信託証券)の費用は表示しておりません。

■税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2026年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



手続・手数料等

(参考情報) ファンドの総経費率

ファンド名	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
円コース	1.81%	0.86%	0.95%*
米ドルコース	1.81%	0.86%	0.95%
豪ドルコース	1.81%	0.85%	0.95%
ブラジルリアルコース	1.80%	0.85%	0.95%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2025年12月19日～2026年6月18日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※投資対象とする外国投資信託(以下、投資先ファンドといいます。)にかかる費用は、その他費用(②)に含めています。

* 円クラス、米ドルクラス、豪ドルクラス、ブラジルリアルクラスで構成されるミズホ・ジャパン・リート・ファンドの財務諸表をもとに算出しているため、円コースのその他費用にも円クラス以外の各クラスの為替取引にかかる外国為替管理報酬が含まれています。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

なお、各ファンドについては、投資先ファンドにかかる源泉徴収税および上場投資信託(不動産投資信託証券)の費用は含まれておりません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。



追加的記載事項

投資対象ファンドについて

■ミズホ・ジャパン・リート・ファンド

ファンド名 (クラス)	◆ミズホ・ジャパン・リート・ファンド(円クラス) ◆ミズホ・ジャパン・リート・ファンド(米ドルクラス) ◆ミズホ・ジャパン・リート・ファンド(豪ドルクラス) ◆ミズホ・ジャパン・リート・ファンド(ブラジルリアルクラス)						
形態	ケイマン籍円建て外国投資信託／オープン・エンド型						
信託期間	原則として150年(早期に終了される場合があります。)						
運用目標	安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。						
投資態度	○主として、日本の金融商品取引所および金融商品取引所に準ずる市場に上場(上場予定を含みます。)している不動産投資信託証券に分散投資を行います。 ○不動産投資信託証券への投資にあたっては、不動産市況および個別銘柄の調査・分析に基づいた銘柄選択を行うことにより付加価値を追求します。 ○日本の不動産投信指数先物取引等を行うことができます。 ○円クラスを除く各クラスごとに、以下の為替取引を行います。 <table border="1"> <tr> <td>米ドルクラス</td><td>原則として保有する円建て資産に対して、対米ドルで為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>豪ドルクラス</td><td>原則として保有する円建て資産に対して、対豪ドルで為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>ブラジルリアルクラス</td><td>原則として保有する円建て資産に対して、対ブラジルリアルで為替取引を行います。</td></tr> </table> ※為替取引にあたっては、外国為替予約取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引(NDF)等を活用します。 ○当初設定から間もないとき、大量の追加設定や換金が生じたとき、市場動向等に急激な変化が生じたまたは生じることが予想されるとき、償還の準備に入ったときおよび残存元本が運用に支障をきたす水準となったときその他のやむを得ない事情が発生したまたは発生が予想される場合には、上記のような運用ができない場合があります。	米ドルクラス	原則として保有する円建て資産に対して、対米ドルで為替取引を行います。	豪ドルクラス	原則として保有する円建て資産に対して、対豪ドルで為替取引を行います。	ブラジルリアルクラス	原則として保有する円建て資産に対して、対ブラジルリアルで為替取引を行います。
米ドルクラス	原則として保有する円建て資産に対して、対米ドルで為替取引を行います。						
豪ドルクラス	原則として保有する円建て資産に対して、対豪ドルで為替取引を行います。						
ブラジルリアルクラス	原則として保有する円建て資産に対して、対ブラジルリアルで為替取引を行います。						
決算日	年1回(12月31日)						
収益分配	(円クラス) 毎月、原則として利子収益、売買益(評価益を含みます。)等より分配を行うことを基本とし、運用会社と協議の上、受託会社の判断により分配額を決定します。ただし、分配水準を維持するために必要と認められる場合は、分配対象額の範囲をこれに限定しません。 (米ドルクラス、豪ドルクラス、ブラジルリアルクラス) 毎月、原則として利子収益、売買益(評価益を含みます。)等および円と取引対象通貨間の短期金利差を基に計算される損益相当額より分配を行うことを基本とし、運用会社と協議の上、受託会社の判断により分配額を決定します。ただし、分配水準を維持するために必要と認められる場合は、分配対象額の範囲をこれに限定しません。						
主な投資制限	○上場している投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 ○上場している投資信託証券以外の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ○株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ○原則として信託財産の純資産総額の10%を超える資金借入は行いません。 ○デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。						



追加的記載事項

費用等	運用管理費用等：(円クラス)純資産総額に対し、年0.54%程度 (米ドルクラス、豪ドルクラス、ブラジルリアルクラス)純資産総額に対し、年0.62%程度 ※為替取引の有無により、各クラスの運用管理費用等が相違します。 ※クラス毎に費用が別途かかります。 その他費用等：信託財産に関する租税／組入有価証券売買の際に発生する売買手数料／信託財産の監査に要する費用／法律関係の費用およびファンド設立にかかる費用／借入金の利息 等 ※運用管理費用等には、年次による最低費用等が設定されているものがあります。
購入時手数料	ありません。
受託会社／事務管理会社	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー
運用会社	アセットマネジメントOne株式会社
為替管理会社／資産保管会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

■MHAM短期金融資産マザーファンド

ファンド名	MHAM短期金融資産マザーファンド
形態	親投資信託
信託期間	無期限
運用目標	わが国の短期公社債および短期金融商品を中心に投資を行い、わが国の無担保コール翌日物金利を指数化した収益率を上回る運用成果を目指します。
決算日	年1回(6月30日(休業日の場合は翌営業日))
収益分配	収益分配は行いません。
主な投資制限	○外貨建資産への投資は行いません。 ○株式への投資は行いません。 ○デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
設定日	2000年7月28日
運用管理費用(信託報酬)等	信託報酬：ありません。 その他費用等：信託財産に関する租税／組入有価証券売買の際に発生する売買手数料／信託事務の処理に要する諸費用／受託会社の立替えた立替金の利息 等
購入時手数料	ありません。
委託会社	アセットマネジメントOne株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

